

確認書の『確認欄②』について

- 今回の給付金は国の経済対策として実施しますが、市独自事業として給付対象世帯の範囲を広げているため、その要件に該当する世帯かどうかを把握する必要があります。

以下に例示する扶養の状況を必ず別世帯のご親族等にご確認のうえ、別紙「確認書」をご提出ください。詳細は丹波市ホームページをご参照ください。



前回給付金

- ・基準日：令和5年6月1日
- ・給付金額：3万円
- ・給付要件：
☐ ① 同じ世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと。

※受付は終了しております※

今回給付金

- ・基準日：令和5年12月1日
- ・給付金額：7万円
- ・給付要件：
☐ ① 同じ世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと。
☐ ② 同じ世帯の全員が住民税課税の別世帯の親族等に扶養されていないこと。

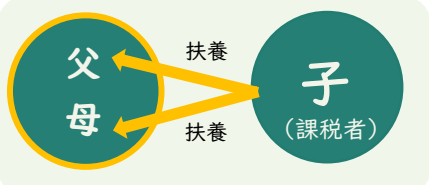
提出期限：令和6年2月29日

(※「扶養」とは税法上の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、年少扶養、青色事業専従及び事業専従の対象となっている方)

【別世帯(市内外を問わず)の親族に扶養されている例】

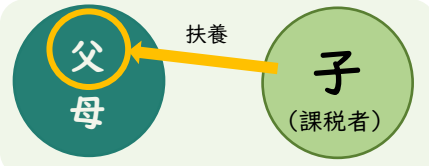
※確認要

丹波市在住 丹波市在住



(1) 世帯全員が非課税だが、
全員が住民税課税者に扶養されている。
確認書の『確認欄』【①のみチェック✓】

丹波市在住 神戸市在住



(2) 世帯全員が非課税だが、
一部の世帯員のみ住民税課税者に扶養されている。
確認書の『確認欄』【①、②ともにチェック✓】

必ず確認してね！

意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。